

パートタイム労働法改正・マイナンバー法施行に合わせ 今、企業が取り組むべき対応

Consulting
achieve
T T T

第1部

パートタイム労働者のための 適正な労働条件確保のために

平成27年4月1日から、パートタイム労働者の公正な待遇を確保し、納得して働くことができるようにするため、パートタイム労働法、施行規則、パートタイム労働指針が変わりました。本改正により事業主が講じなければならない義務範囲の拡大、違反に対するペナルティ等も盛り込まれています。本セミナーでは改正ポイントとその対応策等を具体的に分かりやすく解説させていただきます。

1. パートタイム労働法改正の背景
2. 前回のパートタイム労働法改正のポイント
3. 平成27年パートタイム労働法改正のポイント
4. 改正点への具体的対応策について

第2部

マイナンバー法施行までに 企業がとるべき対応

平成27年10月から、住民票を有する国民一人ひとりにマイナンバー（個人番号）が通知され、平成28年1月から、社会保障、税、災害対策の行政手続きにマイナンバーが必要となります。事業主は労働者からマイナンバーの提示を受け、これらを管理しなくてはなりません。今後企業にどのような対策が求められるのか？

求められる管理対策を分かりやすく説明します。

1. マイナンバー制度の概要
2. 企業におけるマイナンバー実務
3. 求められる安全管理措置

日時：平成27年6月19日（金） 第1部 13:30~15:20 第2部 15:30~16:30

場所：サンメッセ香川（2階小会議室）高松市林町2217番地1 TEL 087-869-3333

第1部 講師



社会保険労務士事務所アチーブ 所長
特定社会保険労務士 池田 文彦
医療・介護業界、労働組合専従等異色の経歴持主。香川労働局にて、育児・介護休業法、パート労働法、助成金相談等の行政経験も併せ持つ。専門分野は、労務管理、就業規則、助成金。「人を大切にしたい労務管理で強い組織づくり」がモットーの人事労務管理の専門家。

第2部 講師



行政書士事務所アチーブ
行政書士 國重 和夫
法人設立などの起業支援をメインとし、最近では介護事業開設や相続・任意後見制度など福祉関連の支援も積極的に行っている。社会保険労務士事務所の勤務経験から企業労務にも精通している。

- 受講料 4,000円（税込）
- ★ 特典 社労士事務所アチーブ顧問先様は無料
- 定員 16名（定員になり次第、締め切らせていただきます。）
- お申込期限 開催日の1週間前
- お申込方法 裏面のお申込書にご記入いただきFAXにてお申込ください。

詳細は裏面をご覧ください。 >>>

お問合せ

株式会社 アチーブ・コンサルティング
〒760-0042 香川県高松市大工町5-1 松本ビル3F
TEL：087-813-1426 FAX：087-813-1427
HP：http://www.achieve-cg.jp

受講申込書

改正パートタイム労働法・マイナンバーセミナー

お申込日 平成 27 年 月 日

株式会社アチーブ・コンサルティング 行
(FAX:087-813-1427)

企業名			
ご連絡先	住所	〒	
	電話		FAX
	e-mail	※受講票をメールにてお送り致しますので、必ずご記入ください。	
	ご担当者	所属 氏名	役職
参加者	フリガナ 氏 名		役職
受講料	<input type="checkbox"/> 顧問先様 <input type="checkbox"/> 一般のお客様		
	<input type="checkbox"/> _____円 × _____名様 = 合計金額 _____円		
	お振込み予定日：平成 27 年 _____月 _____日		
	お振込み名義人 _____ ※上記企業名と同じ場合は記載不要です。		

◆お申込方法

上記の受講申込書に必要事項をご記入の上、FAXにてお申込ください。

(申込書受理後に確認のお電話を差し上げます。)

受講料は、事前に下記指定口座にお振込みをお願いいたします。

お振込みが確認出来次第、受講票をメールにてお送り致します。

◇振込先：百十四銀行 本店営業部（普）3105468 株式会社アチーブ・コンサルティング

・開催日の1週間前までにお振込みをお願いいたします。

・振込手数料は、お客様のご負担とさせていただきます。あらかじめご了承ください。

・お振込みの確認が出来なかった場合は、キャンセルとさせていただきます。

・開催日2日前以降のキャンセルは、返金いたしかねます。

※お申込に際する個人情報、当研修以外の用途には使用いたしません。

ご紹介者 _____